

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

野生いのししにおける豚コレラ感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と考えられる場合に、豚コレラの予防的ワクチンの接種を実施することに伴い、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料について、豚コレラ予防注射の手数を新たに設定することとします。(別表第45関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表第1から別表第44まで 省略 別表第45 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料		本則および付則 省略 別表第1から別表第44まで 省略 別表第45 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料	
区	分	金	額
(1) 省略			
(新設)			
(2) 省略			
以下省略			
		区	分
		金	額
		(1) 省略	
		(2) 法第6条第1項の 規定に基づく家畜に対 する注射、薬浴または 投薬の手数料	豚 コレラ予防注射 1頭1回につき 200円
		(3) 省略	
		以下省略	